

食 衛 第 1 2 9 9 号
令和 2 年(2020年) 2 月 6 日
(令和 2 年(2020年) 2 月14日 一部改正)

宿泊施設等管理者 様

北 海 道 保 健 福 祉 部 長

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

本道の保健福祉医療行政及び生活衛生行政の推進につきましては、日頃から特段の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る対応については、令和 2 年(2020年) 1 月22日付け地保第3607号通知及び令和 2 年(2020年) 1 月30日付け食衛第1273号通知でお示したところですが、今般、新たに厚生労働省から令和 2 年 2 月 5 日付け健感発0205第 1 号・薬生衛発0205第 1 号(以下「国通知」という。)により、留意事項をとりまとめた旨通知があったので、改めて通知します。

また、令和 2 年(2020年) 1 月22日付け地保第3607号通知中の感染が疑われる宿泊者等(新型コロナウイルスに関連した肺炎の疑い例)の定義は、国通知中の「2 新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合」の(1)で示されたとおり、「発熱など体調に異変が生じており、かつ、中華人民共和国湖北省又は浙江省から帰国・入国した又はこれらの者と接触した者」に改めますのでよろしくお願いします。

なお、国通知において施設を消毒する際の参考として示された「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」「MERS感染予防のための暫定的ガイダンス」では、その薬剤として次亜塩素酸ナトリウムに加え、消毒用エタノールによる清拭も有効とされていることを申し添えます。

健康安全局地域保健課

電 話 : 011-204-5253

食品衛生課

電 話 : 011-204-5260